## ○ 美幌·津別広域事務組合消防団員退職報償規程

**改正** 昭和49年12月5日訓令第2号 平成3年3月7日訓令第7号

昭和54年7月3日訓令第2号 平成12年12月28日訓令第6号

(感謝状及び記念品)

- 第1条 消防団員が退職又は死亡したときは、次の各号に定めるところにより感謝 状を贈呈する。
  - (1) 勤続15年以上の団員にあっては団長(30年以上は記念品)
  - (2) 勤続15年以上で退職時班長以上の職にあった者は管理者(感謝状及び記念品)

(該当者の報告)

第2条 団長は、この規程に該当する団員が生じたときは、その都度消防長又は署 長に報告しなければならない。

(退職団員名簿)

第3条 団長は、この規程の適用を受けた退職団員の名簿を作成し、保存しなければならない。

(雑則)

第4条 この規程の細部については、消防長が別に定める。

## 附則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和 49 年訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

**附** 則(昭和54年訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(平成3年訓令第7号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年訓令第6号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。